

# 長野県看護大学受託研究取扱規程

第1条 長野県看護大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において、学外機関から委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「学外機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療法人、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人、商法（明治32年法律第48号）等に基づく会社、地方公共団体、特殊法人及び民法（明治29年法律第89号）に基づく公益法人等をいう。

3 この規程において「委託者」とは、本学に対して研究を委託する学外機関をいう。

4 この規程において「研究代表者」とは、当該受託研究を代表して行う本学の教員をいう。

5 この規程において「発明等」とは、職員の勤務発明等に関する規則（昭和32年長野県規則第37号。以下「規則」という。）第2条第1号に掲げるものをいう。

6 この規程において「特許等」及び「特許権等」とは、規則第3条に掲げるものをいう。

（受託研究の受入れ）

第3条 受託研究は、次の各号のいずれにも該当する場合に受け入れる。

(1) 本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障が生じないと認められる場合

(2) 本学の教員が学外機関からの受託研究に取り組むことにより優れた研究成果を期待できる場合

（受入条件）

第4条 受託研究の受入条件は、次のとおりとする。

(1) 委託者は、受託研究を一方的に中止することはできない。

(2) 受託研究に要する経費により、研究のため、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属する。

(3) 本学は、やむを得ない理由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合、委託者に生じた損害等について、その責を負わない。この場合において、委託者にその理由を書面により通知する。また、原則として受託研究に要した経費は返還しない。

（経費負担）

第5条 委託者は、受託研究の遂行のために必要な経費を負担する。

（申込み、受入決定の手続き）

第6条 委託者は、受託研究申込書（様式1）に委託者の概要がわかる書類を添えて本学学長に提出する。

2 研究代表者は、委託者からの受託研究申込書の提出にあわせ、研究計画書（様式第2）を学長に提出する。

3 学長は、第1項の申込書及び前項の研究計画書を受理したときは、審査機関に諮り、受入れを決定する。

4 学長は、受入決定後速やかに委託者と受託研究契約を締結する。

5 学長は、前項の契約を締結したときは、その旨を教授会に報告する。

（中止又は延長の手続き）

第7条 研究代表者は、受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに受託研究変更願（様式3）を学長に提出する。

- 2 学長は、前項の変更願が提出されたときは、内容を審査し、委託者と協議の上、中止又は延長を決定する。
- 3 学長は、中止又は延長決定後速やかに、委託者と受託研究変更契約を締結する。
- 4 学長は、前項の変更契約を締結したときは、その旨を教授会に報告する。

(完了報告)

第8条 研究代表者は、受託研究が完了したときは、直ちに学長に研究成果を報告する。

- 2 学長は、研究成果を委託者に報告する。
- 3 研究代表者は、当該年度終了後速やかに、受託研究経費内訳書(様式4)により受託研究に要した経費の内訳を学長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第9条 受託研究の成果は、原則として公表する。

- 2 公表の時期、方法等については、必要な場合には、委託者と協議して定める。

(発明等の取扱い)

第10条 受託研究によって生じた発明等に係る特許等を受ける権利は、当該発明等を行った本学教員に帰属するものとする。ただし、特許等の出願にあたっては、事前に委託者の了解を得るものとする。

- 2 前項の場合、特許等の出願及び特許権等の取扱いについては、規則の定めるところによる。
- 3 前項の規定により長野県が取得した特許権等について、委託者が実施を希望するときは、当該特許権等の実施について長野県と委託者とが契約を締結する。

(補則)

第11条 この規程の運用、解釈等について疑義が生じたときは、教授会において決定する。

附則

この規程は、平成17年3月15日から施行する。

様式 1

受託研究申込書

年 月 日

長野県看護大学長 様

申込者 所在地

名 称

代表者氏名

印

長野県看護大学受託研究取扱規程第 4 条に掲げる事項を遵守することを条件として、下記のとおり研究の申込みをします。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の概要
- 3 研究代表者 職・氏名
- 4 研究期間
- 5 研究に要する経費
- 6 その他

添付書類 委託者の概要（所在地、代表者名、資本金（基本財産の額）、社員数（職員数）、営業・活動内容等）がわかる書類

様式 2

研究計画書

年 月 日

- 1 研究題目
- 2 研究代表者職氏名
- 3 研究目的
- 4 研究対象
- 5 研究方法（できる限り具体的に記述すること。）
- 6 研究対象者への身体的、心理的、社会的リスク
- 7 研究によって得られる利益とその利益を受ける人
- 8 その他研究内容説明の参考となる事項

(注) 人を対象としない研究の場合は、6 の記載を要しない。

様式3

受託研究変更願

年 月 日

長野県看護大学長 様

研究代表者 職 氏名

印

についての受託研究は、下記理由により中止（延長）したいので、申請します。  
記

（理由）

様式4

受託研究経費内訳書

1 研究題目

2 研究代表者 職・氏名

平成 年度の1に記載の受託研究に要した費用は次のとおりです。

日付	項 目	金額	費用負担先	備 考
	合 計			